

議案第67号

新居浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年9月4日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項特定個人情報の欄中「就労自立給付金」を「就労自立給付金若しくは進学準備給付金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

生活保護法の一部が改正され、進学準備給付金が創設されたことに伴い、当該給付金の支給に関する情報を特定個人情報に追加するため、本案を提出する。